第７章　国際事務局に対する手続

第1節　手続の方法

１．手続の形式

国際事務局に対する手続において、その差出書面は様式化されていません（願書を除く）。したがって、出願人が提出する書類には、それ自体が書簡（letter）の形式のものでない限り、提出する書類に国際出願を特定する書簡（letter）を添付します。　（規９２．１（a））

ただし、ePCT（国際事務局が提供するオンラインサービス（詳細は２．（２）参照）での手続においては書簡の作成が不要となる場合があります。

２．手続の方法

（１）郵送による手続

①　送付先

郵送による手続をする場合、書簡と手続書類を以下の宛先に送付します。

PCT Operations Division
INTERNATIONAL BUREAU OF WIPO
34, chemin des Colombettes
1211 GENEVA 20 SWITZERLAND

②　書簡の言語と記載事項

書簡の言語は、英語による国際出願の場合は英語、日本語による国際出願の場合は英語又はフランス語です。　（規９２．２(d)、細１０４(b)）

また、書簡の基本的な記載項目は以下のとおりです。

・国際出願番号
・国際出願日
・出願人の氏名（名称）、あて名及び電子メールアドレス
・代理人の氏名（名称）、あて名及び電子メールアドレス（代理人がいる場合）
※　国際事務局からの通知・連絡を受けるためには、電子メールアドレスの登録が必要です（P.104 コラムを参照）。
※　代理人がいる場合、代理人の電子メールアドレスへ通知が送付されます。
・手続の内容
・手続者の署名及び署名する者の氏名、肩書等のタイプ打ち
※　詳細は③署名を参照。
・添付書類の表示（必要に応じて）

【例】

Request for the recording of a change under Rule 92bis

International Application No.：PCT/JP20XX/087654
International Filling Date: dd.mm.20XX

Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-0013 Japan

Agent
Name: KOKUSAI PATENT LAW FIRM
Address: 8, Yonbancho, Chiyoda-ku,
Tokyo 102-0081 Japan

The International Bureau is kindly requested to record the change of person regarding above PCT.

Attachment
-
-

KOKUSAI Taro
KOKUSAI Taro
Patent attorney of KOKUSAI PATENT LAW FIRM

⬅ 手続名を表題として記載

⬅ 案件を特定するための情報を記載
・国際出願番号
・国際出願日
・出願人の氏名及びあて名及び電子メールアドレス
・代理人の氏名及びあて名及び電子メールアドレス

⬅ 手続内容を簡単に記載

⬅ 添付書類（様式や委任状等）を記載

⬅ 手続者の署名及び署名する者の氏名、肩書等のタイプ打ち
（詳細は③署名を参照）

③　郵送により書類を提出する場合の署名
書簡には、手続者（出願人又は代理人）が署名します。　（規９２．１(a)）
なお、署名の後には署名する者の氏名をタイプ打ちしてください。

※　出願人である法人が手続する場合、署名する者の氏名及び肩書をタイプ打ちしてください。署名できる者は、法人を代表して署名する権限のある者になりますのでご注意ください。
※　代理人である弁理士法人が手続する場合、署名する者の氏名、肩書（弁理士、弁護士等）及び弁理士法人名もタイプ打ちしてください。署名できる者は、弁理士法人に所属する弁理士若しくは弁護士になりますのでご注意ください。
※　なお、手続者本人の署名が必要です。
※　代理人が手続をする際には委任状が必要となる場合があります。

（２）　ePCT（国際事務局が提供するオンラインサービス）での手続
①　ePCT の概要
ePCT は、国際事務局が提供する、出願人と各官庁の国際出願に関する手続をインターネット上で行い、出願進行状況をリアルタイムで照会できるポータルサイトです。
国際事務局及び受理官庁としての国際事務局(RO/IB)に対する書類は、ePCT を利用して提出することができます。ePCT 利用にあたって必要となる WIPO ユーザアカウントは、国際事務局ウェブサイト ePCT PORTAL（https://pct.wipo.int/ePCT/about-epct.xhtml?lang=ja）から作成可能です。加えて、高度な認証（ワンタイムパスワードな

ど）の設定、ePCT アクセス権（access rights）＊[1]の取得により、Web 上で簡単に国際段階の手続が可能となります。

	RO/IB への国際出願の提出	中間書類の提出		未公開情報の閲覧･案件管理
		ePCT アクション（ePCT 上での書類作成）＊[2] ＊誤入力防止補助機能あり	PDF 書類のアップロード	
WIPO ユーザアカウント＆高度な認証（ePCT アクセス権あり）	○	○	○	○
WIPO ユーザアカウント＆高度な認証（ePCT アクセス権なし）	○	×＊3	○	×
WIPO ユーザアカウントのみ	×	×＊3	○	×

＊[1] ePCT アクセス権（access rights）を取得すると、ePCT 上で特定の PCT 出願に関する手続及び情報の閲覧を可能となる。

＊[2]ePCT に格納されている書誌情報をコピーし、様式を作成することが可能。

＊[3]19 条補正、国際公開後の規則 92 の 2 に基づく変更届、オンライン決済（RO/IB のみ)、第三者情報提供は WIPO ユーザアカウントのみで、ePCT アクションの利用が可能。

WIPO ユーザアカウントの取得、高度な認証の設定、ePCT アクセス権（access rights）の取得方法は以下の「ePCT スタートガイド（日本語版)」と「ePCT を利用した WIPO 国際事務局（IB）との通信手段」をご参照下さい。

※　ePCT スタートガイド（日本語版）
https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/epct/docs/epct_getting_started.pdf

※　ePCT を利用した WIPO 国際事務局（IB）との通信手段
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/ib.html

※　国際事務局との間の電子的通信手段について（記事内の緊急アップロードサービスは現在のePCTビジネス・コンティニュイティ・サービスになります。２.（３）参照。）　https://www.wipo.int/pct/ja/covid_19/communication.html

② 書簡の言語と記載項目

ePCTを利用する場合、書簡には英語とフランス語に加え、**日本語**も使用できます。

（細104(c)）

書簡の記載項目については、郵送による手続と同様です（（1）②を参照）。

また、ePCTのアクション機能を利用して手続する場合、書簡の作成は不要です。

③ ePCT を利用して書類を提出する場合の署名

ePCT ではテキスト署名、イメージ署名等の署名方法が利用できますが、ここでは一般的に利用されているテキスト署名について説明します。

ePCT のテキスト署名は、手続を行う個人の氏名（企業名や事務所名のみは不可）を二本斜線（/ /）の間に記載します。弁理士法人が代理人である場合も、テキスト署名には手続する弁理士（代理人である弁理士法人に所属する者）の個人名が必要です。＜署名者名を自動入力する＞を選択した場合には、テキスト署名は自動で入力されます。

前記のとおり、署名者が法人である場合、個人が署名し、署名者の氏名を記入しますが、＜私は、上記の出願人（代理人法人）に代わって署名する権限があることを確認します＞にチェックを入れることにより、役職名を記入していただく必要はなくなりました。

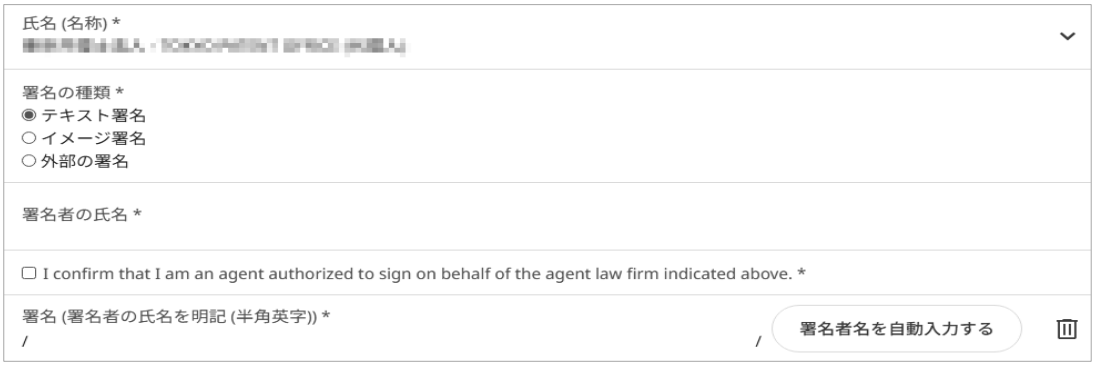

※ なお、ePCT アクセス権を持たない出願、代理人の名称変更又は代理人のいない出願で出願人の名称変更に関する書類を提出する場合は、署名者の欄で一旦「その他」を選択してから、署名権限（出願人/代理人）及び種類（自然人/法人）を選択してください。法人の場合は、法人名と署名者の氏名・役職を各々記入してください。

※ 代理人が手続をする際には委任状が必要となる場合があります。

（3） ePCT ビジネス・コンティニュイティ・サービス（the ePCT Business Continuity Service）

ePCT ビジネス・コンティニュイティ・サービス は、国際事務局に対して緊急で願書もしくは中間手続書類を提出する必要がある場合や、ePCT システムが利用できない場合の予備の通信手段です。このサービスでは、WIPO アカウントを持っていなくとも、インターネット上で願書や中間手続書類を PDF でアップロードすることが可能です。この方法で書類を提出した場合は、後日原本を送付する必要はありません。提出の手順は以下のとおりです。

① ePCT ビジネス・コンティニュイティ・サービスのページから、中間書類の提出を選択した場合は、メールアドレスを登録する（国際出願提出を選択した場合は、提出者の情報入力から開始）。

② 登録したメールアドレスに確認メールが届くので、確認メールに記載のリンクをクリックする。
③ 提出者の情報を入力後、PCT 出願番号と国際出願日を入力する。
④ アップロードする書類を選択し、署名欄にテキスト署名及び肩書を入力する。全ての入力を終えたら、アップロードボタンを押し、アップロードを実行する。

※ ePCT ビジネス・コンティニュイティ・サービス関連ウェブサイト

ePCT ビジネス・コンティニュイティ・サービス
https://pctcs.wipo.int/ePCTFiling/
ePCT ビジネス・コンティニュイティ・サービス よくある質問（FAQ）
https://www.wipo.int/pct/ja/faqs/epct-continuity-service-faq.html
PCT NEWSLETTER 2023 年 10 月号
https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2023/newslett-2023.pdf#page=68

３．各種お問合せ先

国際事務局へ電子メールでお問い合わせいただく際は、メール件名（タイトル）に国際出願番号を記載してください。

電話でのお問合せ受付時間は、中央ヨーロッパ時間で９時から１８時までです。また、時差にご注意ください。

内容	問合せ先	E-mail	電話	言語
個別案件（国際出願番号の末尾が００～４９の案件）	Operations Division Team7	pct.team7@wipo.int ※1	(41-22) 338 74 07	日本語
個別案件（国際出願番号の末尾が５０～９９の案件）	Operations Division Team8	pct.team8@wipo.int ※1	(41-22) 338 74 08	日本語
国際段階の手続一般	PCT Infoline	pct.infoline@wipo.int	(41-22) 338 83 38	原則英語 ※2
ePCT 関連	PCT eServices Help Desk	pct.eservices@wipo.int	(41-22) 338 95 23	原則英語 ※2,3

※１ 書類の提出は電子メールではできません。
※２ 電子メールでのお問合せは日本語も可能です。電話の問合せで日本語を希望する場合は、その旨お伝えください。
※３ なお、ePCT に関するお問合せであっても、個別案件に関わる場合、Operations Division にお問い合わせいただくことも可能です。

【コラム】国際事務局からの通知の送付について

2024 年 7 月現在、国際事務局からの通知の送付を電子メールによってのみ、行っておりますので、電子メールアドレスの登録を推奨しております。

したがって、次のいずれかの方法により、電子メールアドレスの登録を行ってください。

① 出願時に登録する方法

電子出願の場合は、「氏名（名称）」の編集画面で「電子メール」欄に電子メールアドレスを記載してください。電子メールアドレスを記載した場合、国際事務局が当該電子メールアドレスを利用して、本出願に関する全ての通知を電子形式のみで送付することを承認したことになります。

なお、出願人、及び代理人又は共通の代表者の両方について電子メールアドレスの記載がある場合、国際事務局からの電子メールによる通知は筆頭に記載の代理人又は共通の代表者のみに送付されます。

また、出願時に電子メールアドレスを記載しない場合は ePCT 上で ePCT access rights コードを生成し、インターネット出願ソフト上でそのコードを入力し、出願することを推奨します。後日、access rights が付与され、ePCT 上で通知を確認することが可能となります。

② 出願後に登録する方法

国際出願後に電子メールアドレスを登録する場合は、あて名変更届を日本国受理官庁もしくは国際事務局へ、又は複数の出願を対象とした電子メールアドレスの登録に関する書面を国際事務局宛にご提出ください。

なお、国際事務局への手続であっても日本国受理官庁への手続に用いる様式をご使用いただけます。

また、代理人を新たに選任する場合、代理人選任届の「３　届出の内容　選任した代理人」の箇所に電子メールアドレスを記載してください。電子メールアドレスの記載がない場合、新代理人が別途電子メールアドレスを登録するまで国際事務局からの通知が届かなくなります。

第2節　国際事務局に対する主な手続

※　国際事務局に対するデジタルアクセスサービス（DAS）を利用した優先権書類の取得請求に関しては、「第５章　第６節　２．デジタルアクセスサービス（DAS）を利用した優先権書類の取得請求」を、また、国際事務局への記録の一括変更手続については、P.81 コラムを参照してください。

１．条約第１９条の規定に基づく補正

（１）補正

出願人は国際調査報告を受けた後、所定の期間内に国際出願の「請求の範囲」について、１回に限り補正をすることができます。補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてすることはできません。ただし、指定国の国内法令が開示の範囲を超えた補正を認めている場合には、当該指定国においていかなる影響も及ぼすことはありません。

（条１９(1)～(3)）

（２）提出の期間

国際調査報告の送付の日から２月の期間又は優先日から１６月の期間のうちいずれか遅く満了する期間です。ただし、期間の満了の後であっても、国際公開の技術的な準備が完了する前に国際事務局に到達した場合には、当該期間の末日に受理したものとみなされます。

（規４６．１）

（３）補正の方法

補正をする場合、①書簡（letter）、②請求の範囲の差替え用紙及び③条約第１９条（１）に基づく説明書（任意）を国際事務局に提出してください。

（条１９(1)、規４６．４(a)、規４６．５）［様式４－１（１）（２）（３）］

①　書簡（letter）の作成方法

第１節２．の書簡（letter）の記載項目に加え、出願時の請求の範囲と補正後の請求の範囲の相違点、及び補正の根拠を記載してください。なお、補正により請求の範囲が削除される場合には、その旨も記載します。

（参考：WIPO ウェブサイト PCT NEWSLETTER　２０１０年９月号「実務アドバイス」
https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2010/newslett_10.pdf#page=63）

《書簡の記載例》

【相違点に関して】

- the claim ○ is unchanged　（請求項(項番)は、変更しません）
- the claim ○ is cancelled　（請求項(項番)は、削除します）
- the claim ○ is new /added　（請求項(項番)は、追加です）

【補正の根拠に関して】

- The claim ○ replaces the claim ○ as filed.
  （請求項(項番)は、出願時における請求項(項番)と置き換えます。）
- The claim ○ is based on paragraph［nnnn］of the description as filed.
  （請求項（項番）は、出願時の明細書の段落［nnnn］に記載された事項に基づくものです。）

・ The word(s)/expression(s)/sentence(s)”×××” of the claim ○ is/are based on paragraph［nnnn］of the description as filed.
（請求項（項番）の「×××」の記載は出願時の明細書の段落［nnnn］に記載された事項に基づくものです。なお、日本語出願の場合は、「×××」には日本語で該当箇所の引用が可能です。）

② 請求の範囲の差替え用紙の作成方法

a 補正後の請求の範囲全文を記載したものを、差替え用紙として提出してください。
なお、補正を行った箇所に下線を引くことはできません。

b 補正する請求項の冒頭に、（補正後）、（削除）又は（追加）を記載してください。
《記載例》
［請求項１］（補正後）人工関節において・・・・。
［請求項２］（削除）
［請求項３］（追加）貯液部は・・・・。

c 国際出願の言語で作成してください。

d 補正により用紙が追加される場合、追加される用紙の頁番号は、出願時の請求の範囲の最終頁番号に斜線及びアラビア数字で表示します。
（例：出願時２枚（１８～１９頁）だった請求の範囲が、全文補正により４枚となった場合、頁番号の記載は次のようにします。
１枚目：１８、２枚目：１９、３枚目：１９／１、４枚目：１９／２）
（細３１１(b)(ii)）

e 補正により用紙枚数が減る場合、削除される用紙の添付は必要ありません。

③ 条約第１９条（１）に基づく説明書の作成方法 ※任意
補正並びにその補正が明細書及び図面に与える影響について、国際公開の言語で作成した簡単な説明書（Brief Statement：英語に翻訳したときに英文字で５００語以内）を補正書と同時に提出することができます。

（４）その他注意事項
ePCT を利用して補正書を提出する場合、詳細については以下国際事務局日本事務所のウェブサイトを参照してください。なお、ePCT を利用して補正書を提出する場合は、国際事務局への原本の提出は不要です。
https://www.wipo.int/documents/d/office-japan/docs-ja-a19_asy.pdfhttps

（５）国際事務局による通知
補正書が国際事務局で受理された場合、請求の範囲の補正書提出に関する通知（PCT/IB/346）が出願人に通知されます。当該書類により補正書が受理された日を確認することができます。（細４１７(a)）

（６）補正書の写しの提出
補正書の提出の時に既に国際予備審査の請求を行っている場合には、補正書を国際事務局に提出すると同時に、その写しを国際予備審査機関にも提出することが望ましいとされています。（６２．２）

２．国際調査機関の見解書に対するコメント

（１）非公式コメント

出願人は、国際調査機関が作成した見解書に対するコメントを国際事務局に提出することにより、反論を示すことができます。コメントは条約及び規則等に規定されていないため「非公式コメント」と呼ばれています。

（２）提出の期間

非公式コメントの提出について明示的な期限はありませんが、国際事務局は優先日から２８月の期間内に提出し、国内移行時までに指定官庁が利用可能な状態にしておくことを推奨しています。

（３）提出の方法

第１節２．の書簡（letter）に、コメントを添付して提出します。コメントを記載する言語に制約はありませんが、国際事務局において、それが国際調査機関の見解書に対するコメントであると判別されるように、タイトルは「Informal Comment(s)」とします。

条約第１９条補正と同時に提出する場合も、条約第１９条補正の書簡と差替え用紙とは別に、非公式コメントの書簡と用紙を提出します。

（４）非公式コメントの扱い

優先日から２８月以内に国際事務局が受領した場合、非公式コメントは、公開日以降に PATENTSCOPE に掲載され、優先日から３０月経過した後に国際事務局から「特許性に関する国際予備報告（第一章）」とともに指定官庁に送付されます。その非公式コメントを実体審査において参酌するか否かは各国の指定官庁の判断に委ねられています。

国際予備審査請求を行った場合、非公式コメントは国際予備審査機関及び指定官庁には送付されません。(PATENTSCOPE には掲載されます。) 出願人が国際予備審査機関に対して、非公式コメントの内容を国際調査機関の見解書に対する反論として正式に提出する場合は、タイトルを答弁書と変更して、国際予備審査機関に直接提出する必要があります。

また、優先日から３０月経過後に国際事務局が受領した場合、非公式コメントは指定官庁に送付されません。ただし PATENTSCOPE に「出願人の通信」として掲載されます。

非公式コメントの扱いについては、WIPO ウェブサイト PCT NEWSLETTER２０１５年１月号・４月号「実務アドバイス」も参照してください。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2015/newslett_2015.pdf#page=6

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2015/newslett_2015.pdf#page=31

なお、日本国特許庁（指定官庁）では、国際事務局から指定官庁へ送付される日本語の「非公式コメント」を上申書と同様に取り扱います。したがって、出願人は日本国特許庁（指定官庁）に対して日本語の「非公式コメント」を改めて提出する必要はありません。

ただし、国際事務局から指定官庁への送付が遅れる場合があるので、国内での実体審査において確実に反映させるために、上申書により日本国特許庁（指定官庁）へ提出することも可能です。また、外国語の「非公式コメント」については、その翻訳文を上申書により提出することができます。

３．国際予備審査請求又は選択の取下げ

出願人は、国際予備審査の請求又は選択のいずれか若しくは全てを取り下げることができます。全ての選択国の選択が取り下げられた場合には、国際予備審査の請求は取り下げられたものとみなします。（条３７(1)、(2)）

（１）取下げが可能な期間

国際予備審査の請求又は選択のいずれか若しくは全ての選択の取下げは、優先日から３０月を経過する前にいつでも行うことができます。（規９０の２．４(a)）

（２）取下げの方法

第１節２．の書簡（letter）に、手続の内容として当該取下げを申し出てください。（条３７(3)(a)）

共通の代理人又は出願人により選任された代表者がいない場合には、出願人全員が記名し、かつ署名をしなければなりません。共通の代表者とみなされた出願人が他の出願人の代わりに通告に署名する権限は有しません。（規９０の２．５）

代理人が手続をする場合には、全ての出願人からの委任状が必要です。（規９０．４(e)）

（３）取下げの効力

① 国際事務局に対する出願人からの通告の受領時に効力が生じます。（規９０の２．４(b)）

② 出願人が取下げの通告を国際事務局でなく国際予備審査機関に提出した場合には、国際予備審査機関は、その通告に受理の日を付して国際事務局に送付します。その通告は、その日付に国際事務局に提出されたものとみなします。（規９０の２．４(c)）

（４）取下げの効果

① 条約第４０条(２)の規定（出願人の明示の請求）に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始している選択官庁については効力を生じません。（規９０の２．６(a)）

② 国際予備審査の請求又はすべての選択が取り下げられた場合には、国際予備審査機関による国際出願の処理は中止します。（規９０の２．６(c)）

４．早期の国際公開の請求

（１）請求の期間

出願人は、国際公開の期間（優先日から１８月経過後）より前に国際出願が公開されることを望む場合は、早期公開の請求をすることができます。（条２１(2)(b)）［様式４－２］

（２）特別の手数料（2024 年 7 月 1 日現在）

出願人が早期の国際公開を請求した場合において、国際公開に国際調査報告等を利用することができないときは、特別の国際公開のための手数料が必要となります。（規４８．４(a)）

手数料の金額　２００スイスフラン(CHF)（細１１３(a)）

５．訂正拒否の公表の要請

出願人は、明らかな誤りの訂正請求が拒否された場合において、その訂正のための請求を国際出願とともに公表するよう要請できます。（規９１．３(d)）

（１）要請の期間
訂正の拒否の日から２月以内（規９１．３(d)）

（２）要請の方法
第１節２．の書簡（letter）に、手続の内容として当該要請を申し出てください。

（３）特別の手数料（2024 年 7 月 1 日現在）
公表の要請は手数料の支払が条件となります。（規９１．３(d)）
手数料の額
５０スイスフラン（CHF）＋１２スイスフラン（CHF）×（頁数－１）（細１１３(b)）

６．翻訳文の写しの提供

指定官庁又は選択官庁は、国際事務局の要請により、当該官庁に対して出願人が提出した国際出願の翻訳文の写しを国際事務局に提供します。国際事務局は、いかなる者に対しても請求により費用の支払いを条件として当該翻訳文の写しを提供します。（規９５．２）

（１）請求期間
条約及び規則等に明示的な期間は規定されていません。

（２）請求の方法
第１節２．の書簡（letter）に、手続の内容として当該請求を申し出てください。

７．優先権書類の写しの請求

国際事務局は、国際出願が公開された場合には、請求により、費用の支払いを条件として、いかなる者に対しても優先権書類の写しを提供します。ただし、以下に該当する場合を除きます。（規１７．２(c)）

① 当該国際出願が公開前に取り下げられた場合
② 優先権主張が公開前に取り下げられた場合
③ 優先権主張が規則２６の２．２(b)の規定により無かったものとみなされた場合

（１）請求の方法
第１節２．の書簡（letter）に、手続の内容として当該請求を申し出てください。

（２）特別の手数料（2024 年 7 月 1 日現在）
優先権書類の写し　３５スイスフラン（CHF）
同証明付謄本　５０スイスフラン（CHF）

８．国際出願に関する書類の謄本の請求

出願人若しくは出願人の承諾を得た者又は条約第３８条の規定に従うことを条件として、国際公開後であればいかなる者からの請求に応じ、国際事務局は役務の費用の支払いを条件として書類の謄本の交付をします。（規９４．１(a)(b)）

（１）請求の方法

第１節２．の書簡（letter）に、手続の内容として当該請求を申し出てください。

（２）特別の手数料（2024 年 7 月 1 日現在）

国際出願の写し	３５スイスフラン（CHF）
同認証付き	５０スイスフラン（CHF）を加算
その他の書類	基本料５スイスフラン（CHF）１頁毎に２スイスフラン（CHF）を加算
同認証付き	１５スイスフラン（CHF）を加算

９．特別の手数料の支払い方法

４．～８．の手続に必要な特別の手数料（スイスフラン）は、郵便為替や国際事務局の下記口座へ振り込むなどの方法があります。銀行振込の場合にはその振込みを証明する書面を書簡 （letter）に添付して国際事務局へ送付します。

振込先：

《国際事務局の銀行口座》

振込先銀行名	Credit Suisse
銀行の所在地	CH-1211 Geneva 70 SWITZERLAND
受取人の名称	WIPO/OMPI
受取人の住所	34, Chemin des Colombettes 1211 Geneva 20 SWITZERLAND
口座の番号	CH51 0483 5048 7080 8100 0
SWIFTコード	CRESCHZZ80A

（参考） 料金表：

PCT 出願人の手引（PCT Applicant’s Guide）

IB（世界知的所有権機関）附属書 B 一般情報の欄

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/view-doc.xhtml?doc-code=IB&doc-lang=en#GENERAL%20INFO

１０．国際出願に関する書類の送付請求

出願人は、受理官庁の国際出願日を認めることの拒否、若しくは国際出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言、又は国際事務局の条約第１２条（３）の規定により所定の期間内に記録原本を受理しなかったとの認定に不服があり指定官庁に対し検査を申し出る場合に、国際事務局に対して特定する指定官庁に当該出願に関する書類の写しの送付を請求することができます。（条２５(1)(a)）

（１）請求の期間

拒否、宣言、認定の通知の日から２月以内　（規５１．１）

（２）請求の方法

第１節２．の書簡（letter）に、手続の内容として当該請求を申し出てください。

書簡（letter）に通知の写しを添付して行います。　（規５１．２）

【コラム】国際公開予定日の確認方法

国際公開予定日については、以下の WIPO ウェブサイトに掲載されている PCT 期間計算ツールにより確認することができます（表示される日付は推計に基づく参考用の情報です）。

また、ePCT に高度な認証を使ってログインした場合は、ePCT 内からも国際公開予定日を確認可能です。各案件番号内の【データ】のタグから国際公開の項目を選択することで確認できます。

なお、高度な認証の取得方法につきましては、以下の ePCT を利用した WIPO 国際事務局（IB）との通信手段を参照ください。

（PCT 期間計算ツール）
https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/PctTimeline.xhtml

（ePCT を利用した WIPO 国際事務局（IB）との通信手段）
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/ib.html

【コラム】国際事務局から送付される各種通知について

国際段階における各手続において、国際事務局から出願人へ様々な通知が送付されます。国際事務局からの通知は全て英語で記載されています。　　（細１０３（ｄ））

通知の内容に不明な点がある場合には、国際事務局（当該通知に関する連絡先（下記参照））へお問い合わせください。

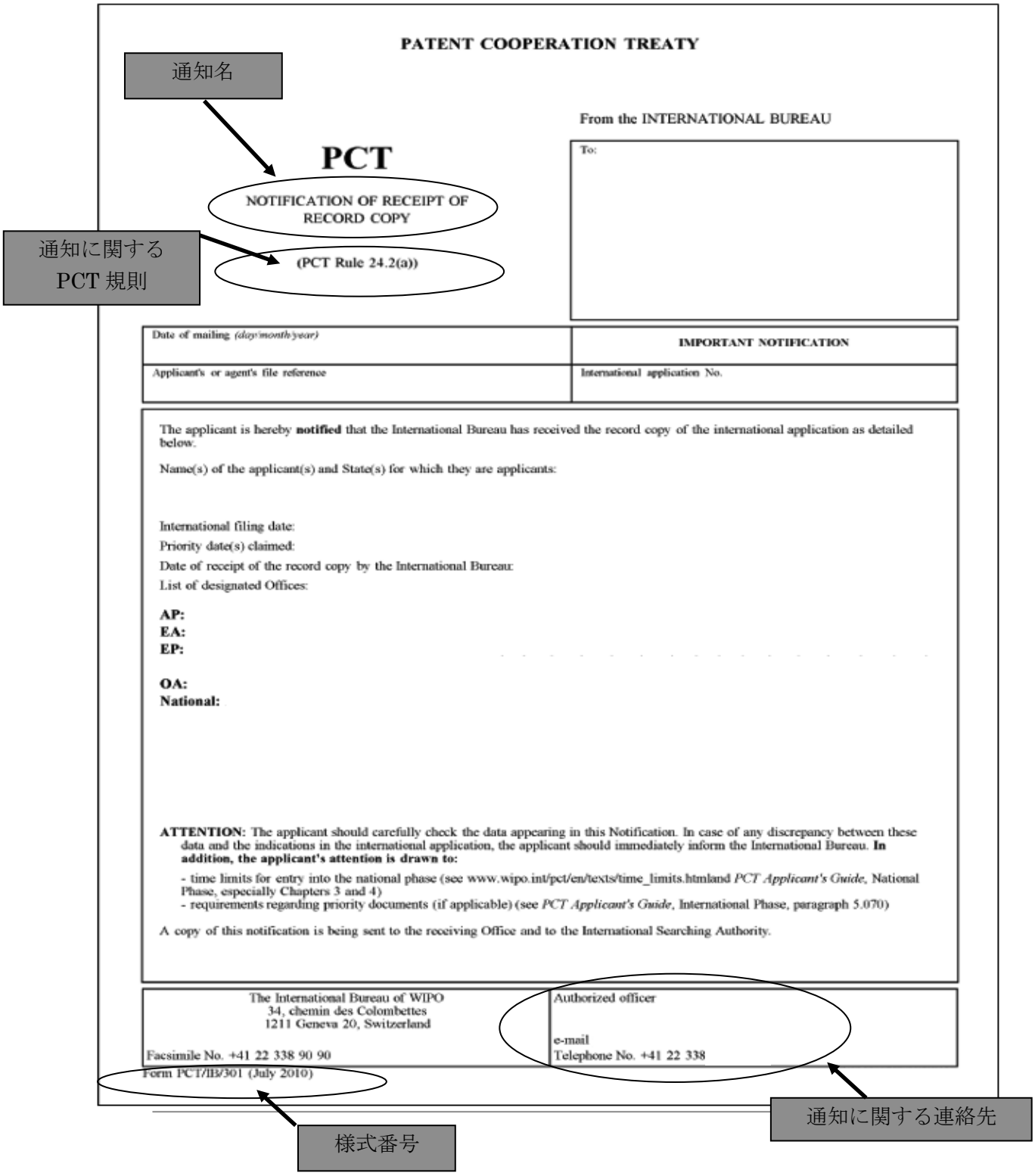

PATENT COOPERATION TREATY

From the INTERNATIONAL BUREAU

To:

PCT

NOTIFICATION OF RECEIPT OF RECORD COPY

(PCT Rule 24.2(a))

Date of mailing *(day/month/year)*	IMPORTANT NOTIFICATION
Applicant's or agent's file reference	International application No.

The applicant is hereby **notified** that the International Bureau has received the record copy of the international application as detailed below.

Name(s) of the applicant(s) and State(s) for which they are applicants:

International filing date:
Priority date(s) claimed:
Date of receipt of the record copy by the International Bureau:
List of designated Offices:

AP:
EA:
EP:

OA:
National:

ATTENTION: The applicant should carefully check the data appearing in this Notification. In case of any discrepancy between these data and the indications in the international application, the applicant should immediately inform the International Bureau. **In addition, the applicant's attention is drawn to:**

- time limits for entry into the national phase (see www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.htmland *PCT Applicant's Guide*, National Phase, especially Chapters 3 and 4)
- requirements regarding priority documents (if applicable) (see *PCT Applicant's Guide*, International Phase, paragraph 5.070)

A copy of this notification is being sent to the receiving Office and to the International Searching Authority.

The International Bureau of WIPO 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland Facsimile No. +41 22 338 90 90	Authorized officer e-mail Telephone No. +41 22 338

Form PCT/IB/301 (July 2010)

（参考）国際事務局から送付される主な通知の様式

様式番号	通知名（下段は参考和訳）	通知の内容
PCT/IB/301	Notification of Receipt of Record Copy 記録原本の受理通知	記録原本が国際事務局に受理されたことを通知
PCT/IB/304	Notification Concerning Submission, Obtention or Transmittal of Priority Document 優先権書類の提出、入手又は送付に関する通知	優先権書類について国際事務局での受領状況をお知らせする通知
PCT/IB/306	Notification of the Recording of a Change 記録の変更通知	国際事務局にある記録が変更されたことを通知
PCT/IB/307	Notification of Withdrawal of International Application or Designations 国際出願又は指定の取下げの通知	国際出願又は指定が取り下げられたことを通知
PCT/IB/308 (First Notice)	First Notice Informing the Applicant of the Communication of the International Application (To Designated Offices Which do not Apply the 30 Month Time Limit Under Article 22(1)) 国際出願の送達に関する出願人への最初の通知（２２条１項に基づく３０月の期限を適用していない指定官庁に対する送達）	国際事務局から指定官庁に対する国際出願の送達に関する通知（条約第22条（1）に規定される30ヶ月の期限が適用されない指定官庁に関し、国際公開後、優先日から18～19ヶ月を経過した時点で、速やかに出願人に送付される。）
PCT/IB/308 (Second and Supplementary Notice)	Second and Supplementary Notice Informing the Applicant of the Communication of the International Application (To Designated Offices Which Apply the 30 Month Time Limit Under Article 22(1)) 国際出願の送達に関する出願人への二回目及び追加的な通知（２２条１項に基づく３０月の期限を適用している指定官庁に対する送達）	国際事務局から指定官庁に対する国際出願の送達に関する通知（条約第22条（1）に規定される30ヶ月の期限が適用される指定官庁に関し、優先日から27～28ヶ月を経過した後、速やかに出願人に送付される。）
PCT/IB/326	Notification Concerning Transmittal of Copy of International Preliminary Report on Patentability (Chapter I of the Patent Cooperation Treaty) 特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第一章）の写しの送付に関する通知	特許性に関する国際予備報告を送付する旨の通知（国際予備審査機関によって国際予備審査報告が作成されない場合に、規則44の2.1に基づき、国際調査機関が作成した見解書と同じ内容を特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第一章）として国際事務局が発行）

様式番号	通知名（下段は参考和訳）	通知の内容
PCT/IB/338	Notification of Transmittal of Copies of Translation of the International Preliminary Report on Patentability (Chapter I or Chapter II of the Patent Cooperation Treaty)	特許性に関する国際予備報告（見解書）又は国際予備審査報告の翻訳の写しの送付に関する通知
	特許性に関する国際予備報告（第一章又は第二章）の翻訳の写しの送付の通知	
PCT/IB/345	Communication in Cases for Which No Other Form is Applicable	他に使用すべき様式がない場合の通知
	他に使用すべき様式がない場合の通知	
PCT/IB/346	Notification Concerning the Filing of Amendments of the Claims	条約第１９条の規定に基づく補正が期限内に受理された又は期限内に受理されなかったことを通知
	請求の範囲の補正書提出に関する通知	
PCT/IB/370	Invitation to Correct Declarations Made in the Request Under PCT Rule 4.17	PCT規則4.17に基づく出願の申立ての訂正命令書
	PCT 規則 4. 17 に基づく出願の申立ての訂正命令書	
PCT/IB/371	Notification Relating to Declaration Made Under PCT Rule 4.17	PCT規則4.17に基づく出願の申立てに関する通知
	PCT規則4. 17に基づく申立てに関する通知	

国際事務局からの通知一覧及び最新情報については、WIPO ウェブサイト「Forms Relating to the International Bureau」を参照してください。
http://www.wipo.int/pct/en/forms/ib/index.html